

脳や脊髄に損傷を受けた方の 運転再開ガイドブック



一般社団法人 三重県作業療法士会
運転と作業療法委員会

目次

1. はじめに	1
2. 脳・脊髄損傷後の運転再開に関する諸注意	2
3. 身体機能が運転操作に及ぼす影響	3
4. 視覚障害が運転操作に及ぼす影響	4
5. 高次脳機能が運転操作に及ぼす影響	5
6. 運転再開の流れ	6
7. 運転補助装置と補助制度	7
8. 運転再開後の注意点	8
9. 運転免許証自主返納サポートみえ	9
10. Q&A	10

はじめに

病気やケガにより、運転が困難になることがあります。運転は日常生活の中でも、「認知→判断→動作」を連続して行う難易度の高い行為の一つです。そのため、適切な評価、検査のもと運転を再開してください。運転再開を進めるにあたり、本人だけでなく、家族も不安になります。安全・安心な運転のために、このパンフレットを活用していただければ幸いです。

脳や脊髄に損傷を受けた方（脳卒中や頭部外傷、脊髄損傷など）は手足の麻痺や高次脳機能障害が出現することがあり、運転免許センターで適性相談及び臨時適性検査を受けるようにしてください。

三重県内の適正相談及び臨時適性検査の窓口

運転免許センター適性相談および審査係

【電話】 059-229-1212

安全運転相談ダイヤル # 8080

詳しくは三重県
警察のホーム
ページをご確認
ください



脳や脊髄損傷後の運転再開に関する諸注意

脳卒中は身体機能障害のほか、見た目では判断が難しい高次脳機能障害が出現することがあります。脳卒中、頭部外傷及び高次脳機能障害は、「自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気」に該当します。また、脊髄損傷は体幹機能及び四肢の運動機能障害により安全な運転に支障を及ぼす恐れがあるため、免許の取得、更新時には申告しなければなりません。

質問票の見本

次の事項について、該当する□に✓印を付けて回答してください。

- | | | | |
|---|--|-----------------------------|------------------------------|
| 1 | 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます）を原因として、又は原因が明らかでないが、意識を失ったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 2 | 過去5年以内において、病気を原因として、身体の全部又は一部が、一時的に思い通りに動かせなくなったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 3 | 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 4 | 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
・飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
・病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。 | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |
| 5 | 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている | <input type="checkbox"/> はい | <input type="checkbox"/> いいえ |

公安委員会 殿

上記のとおり回答します。

年 月 日

回答者署名

質問票で“虚偽の申告をした場合

- ・1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
- ・免許再取得時、試験の一部免除制度が“適用不可”
- ・重大事故を起こした場合、危険運転致死傷罪に問われる
- ・任意保険の保険金の受け取りにおいて不利になる

身体機能が運転操作に及ぼす影響

運動麻痺

脳や脊髄の損傷部位により、左右一側、四肢、下半身などに運動麻痺が生じます。

体幹機能の麻痺

- ✓ 座席に座れない
- ✓ 急カーブ時に姿勢を保持できない
- ✓ 急ブレーキ時に前方に倒れる

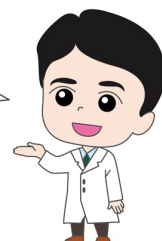
下肢の麻痺

- ✓ アクセルが踏めない
- ✓ ブレーキが踏めない
- ✓ アクセル・ブレーキの微調整ができない

上肢の麻痺

- ✓ ハンドル操作ができない
- ✓ ウィンカー操作ができない
- ✓ シフトレバー操作ができない
- ✓ ワイパー操作ができない
- ✓ ドアの開閉ができない

症状の有無は
かかりつけ医に
相談してくだ
さい。



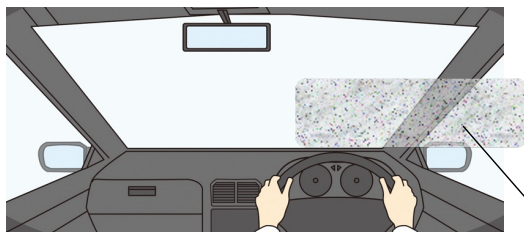
視覚障害が運転操作に及ぼす影響

脳損傷で起こりやすい視覚障害

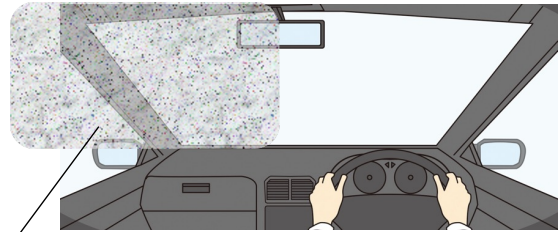
緑内障をはじめとする眼球および視神経の疾患により、見える範囲（視野）が狭まったり、一部が欠けたりすることがあります。また、脳の損傷部位によって下記のような視覚障害が生じることがあります。

- ✓ 半側空間無視
特に右側の脳が損傷を受けた場合に起こりやすい症状で、「見えているのに見えない」という現象が起こります。障害のある側に注意が向けられない状態で、信号無視や歩行者に気づかない、などの影響が起こります。
- ✓ 同名半盲
視野の左右どちらかが見えなくなる状態で、物理的に「見えない」という現象が起こります。

右側の下1/4の視野が欠損（四半盲）



左側の視野が欠損(左半盲)
左側の半側空間無視

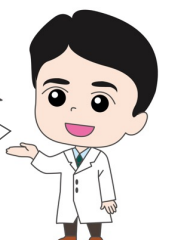


欠損側からの飛び出しに気づかない、または
車両等に衝突することがあります

運転免許の取得・更新に必要な視力（普通第一種免許の場合）

- ・両目で0.7以上、片目でそれぞれ0.3以上
- ・片目が0.3未満の場合は、他眼の視野が**左右150度以上**で、視力が0.7以上
*メガネ、コンタクトレンズによる矯正視力が基準に満たしていれば問題ありません

半側空間無視は、視力に問題がないと、無自覚なこともあります。症状の有無はかかりつけ医に相談してください



高次脳機能障害が運転操作に及ぼす影響

高次脳機能障害

高次脳機能障害は外見ではわかりにくく、自覚しにくい症状です。専門家による検査を受け症状の有無を確認してもらいましょう。

注意機能障害（集中力の低下、気が散る）

持続・選択

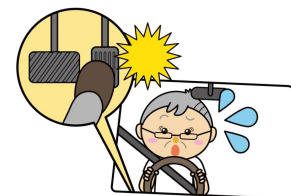
- ✓ 長時間の運転ができない
- ✓ 信号、道路標識、他車、歩行者など注意すべき対象の確認が遅れる

転換

- ✓ アクセル・ブレーキの踏み間違い

配分

- ✓ 前車や側方車などへ接触（脇見運転）
- ✓ 会話をしながら運転ができない



視空間認知機能障害（見えている空間を認識できない）

- ✓ 車線内での適切な走行
- ✓ 車庫入れ、縦列駐車時の接触
- ✓ 走行中、前後左右の車との適切な車間距離がとれない
- ✓ 歩行者の見落とし



遂行機能障害（状況に合わせた適切な判断ができない）

- ✓ 効率の良い道順を選択できない
- ✓ 天候や渋滞の影響を考慮した運転計画ができない



言語機能障害（理解できない、言葉が出にくい、伝えられない）

- ✓ 道路標識等の文字の把握、カーナビの音声の理解ができない
- ✓ 救護が必要な時の説明ができない

記憶障害

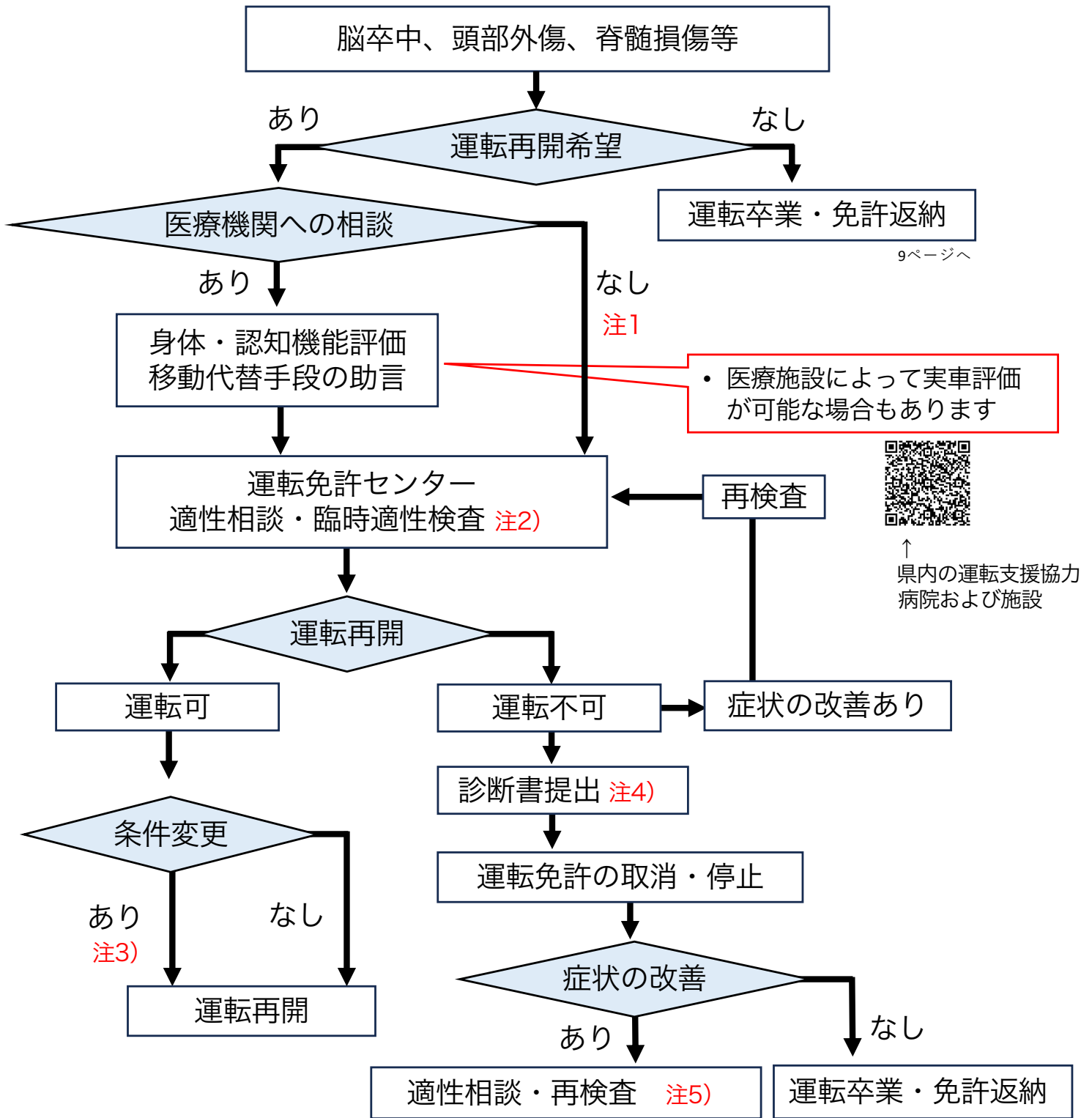
- ✓ 行き先（ルート）を忘れる
- ✓ 標識や交通規則を忘れる

見当識障害（場所や日時の状況把握ができない）

- ✓ 現在地がわからなくなる
- ✓ 方向・方角がわからなくなる



運転再開の流れ



注1) 診断書の提出を求められた場合には、外来で検査が必要となり、診断書提出までに時間がかかる可能性があります

注2) 必ず、事前予約をしましょう。適性検査の結果、診断書等の提出を求められることがあります。

注3) 障害の程度によって、条件付きで運転が認められる場合があります。例えば、運転補助装置をつけることで許可されるなどです。また、自動車の運転は認められるが、原動付き自転車の運転は認められないなど、一部免許が返納となることもあります。

注4) 運転免許の取消・停止の判断をするために、診断書の提出を求められることがあります。

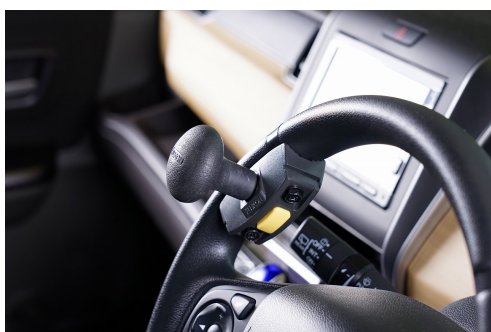
注5) 3年以内に症状が改善し、運転免許を再取得しようとする場合、運転免許試験の一部が免除されます。

運転補助装置と補助制度

運転補助装置

適性相談の結果、自動車の改造が必要な場合があります。障害の程度によって補助装置が異なるため、かかりつけ医や作業療法士に相談の上、自動車メーカー等で改造を依頼しましょう。

脳卒中片麻痺患者で多い改造例



旋回装置



左足用アクセル
ペダル装置



左ウィンカーレバー

脊髄損傷患者で多い改造例



手動装置



トランスファーボード



車椅子積載装置

補助制度

自動車改造費は、各市町から助成を受ける制度があります。また、障がい者手帳が必要になる場合があるため、詳しくはお住まいの自治体でご確認ください。

(有限会社 フジオート様 提供)

自動車改造費 ○○市 (or 町)



運転再開後の注意点

運転再開前



家族や関係者（職場）と運転範囲・時間帯を相談しましょう



混雑の少ない時間帯や道順を選びましょう



悪天候、夜間の日は運転を控えましょう



体調が優れない、睡眠不足がある時は運転を控えましょう



最初は家族等の同乗も検討しましょう



ドライブレコーダーなどの記録装置の活用を検討しましょう

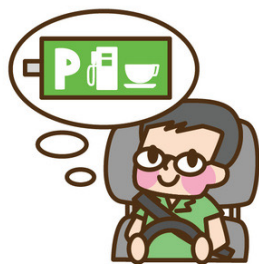


自動ブレーキ等の安全運転サポート車の利用を検討しましょう

運転中



法定速度を守る



こまめに休憩を取る



慣れた道から開始する

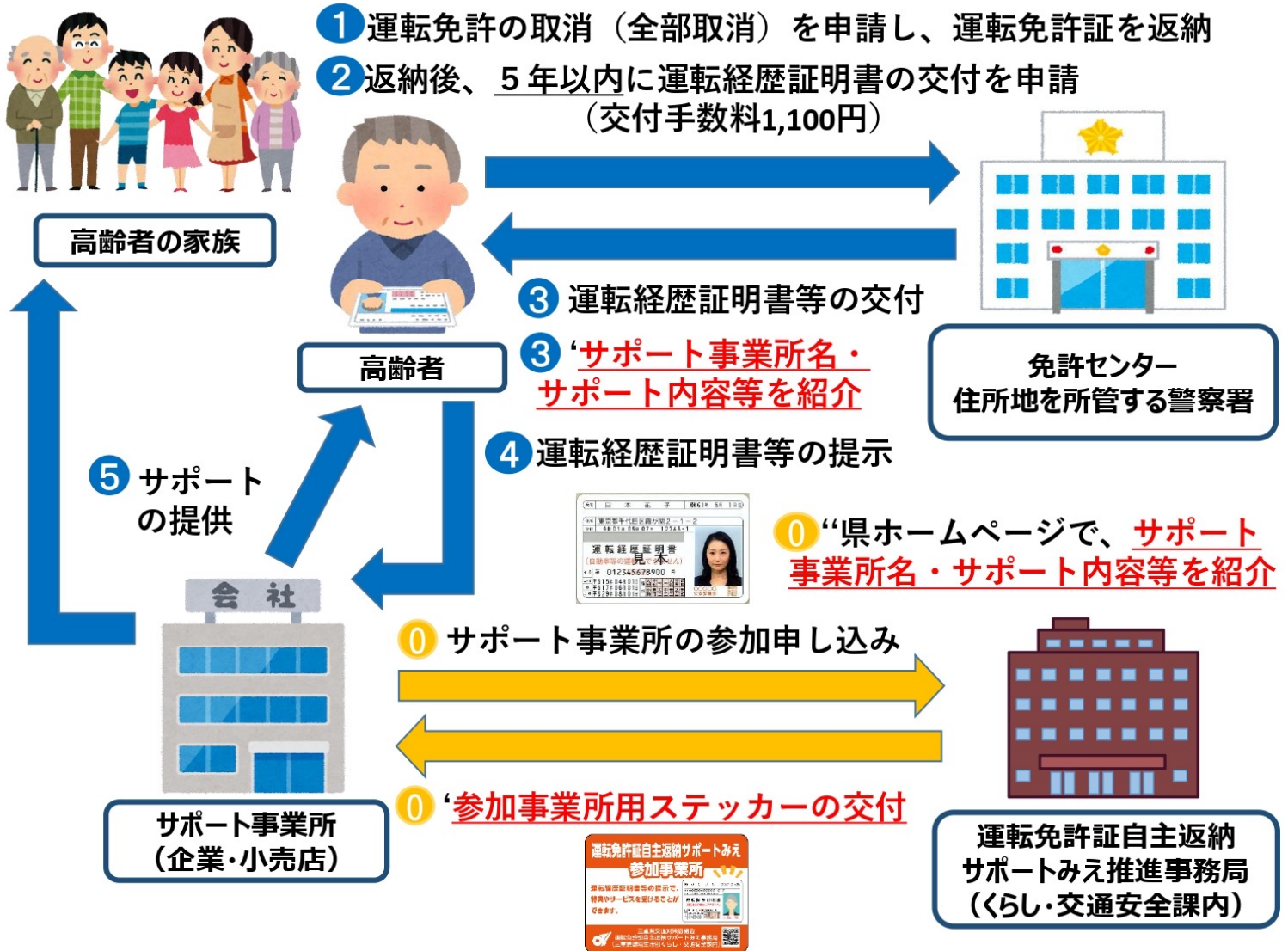


会話やラジオ、音楽等は最小限にする



シートに深く腰掛け正しい姿勢で運転しましょう

運転免許証自主返納サポートみえ



問い合わせ先
三重県 環境生活部くらし・交通安全課
(TEL059-224-2410)

返納後のサービス例

参加事業所で「運転経歴証明書」等を提示すると、様々なサービスが利用できます

- 一部バス路線のバス運賃半額
- 宅配利用料割引
- 一部タクシー事業所の運賃割引 (年齢条件あり)
- 電動アシスト自転車 5,000円割引

*サービスのご利用の際、事前登録・申請が必要な場合があります。
*サービス内容について、予告なく変更や中止となる場合があります。
ご利用前に各サポート事業所へご確認をお願いします。

参考：三重県 環境生活部 くらし・交通安全課 交通安全班

←サービス提供事業所と内容の詳細についてはこちらからご覧ください。

Q&A

Q1. 病気により免許更新ができなかった場合

免許失効：更新忘れ

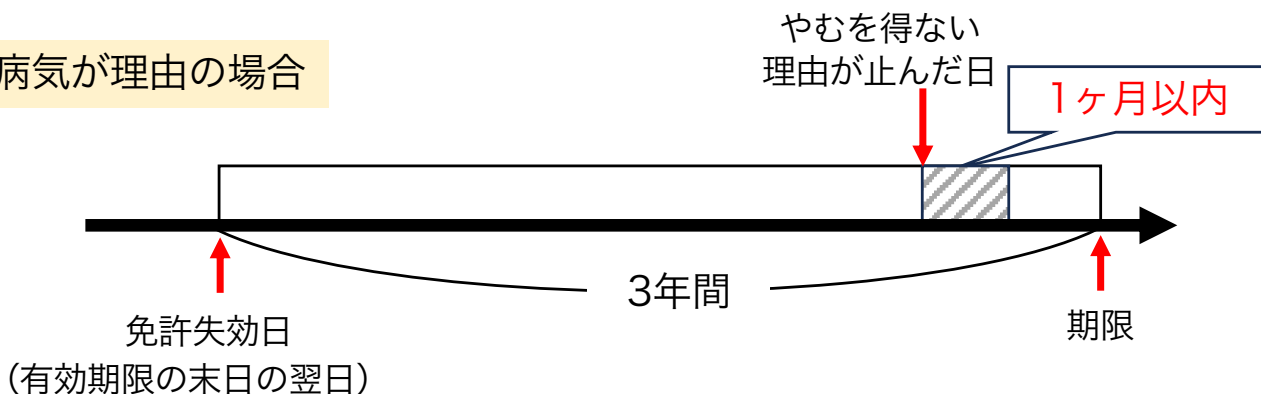
免許取消：違反や事故による違反点数の超過、病気による取消

通常の更新忘れにおいても申請可能期間失効後（6ヶ月以内）に手続きを行うことで免許の再取得が可能です。また、入院などによるやむを得ない理由で免許の更新手続きができなかった場合も「免許失効」に該当し、やむを得ない理由が止んで1ヶ月以内かつ3年以内に適性検査を受け、合格後、運転再開が可能です。

通常の更新忘れ



病気が理由の場合



Q2. てんかん発作の既往がある場合は、運転再開ができるのか

- A. 運転再開には、一般的に2年間発作がないことが必要です。詳しくは免許センターへ相談してください。

Q3. 失語症がある場合は、運転再開ができるのか

- A. 道路交通法において救護義務について明記されており、事故の際、けが人を救護し、警察や消防に通報したり、状況説明をする必要があります。通報の方法について、適性相談や医療機関で相談することをお勧めします。

Q4 脳卒中後、症状が軽い場合はすぐに運転を再開してよいか

- A. 身体機能の後遺症が軽い場合でも、細かい動作が苦手になっていて、運転に影響がでる場合があります。また、身体機能に問題がなくても、高次脳機能障害を併発している場合や疲労感を訴えることがあります。必ず主治医に相談してください。また、主治医等が、運転免許センターでの検査が必要と判断した場合は、運転免許センターの適性相談および審査係（1ページ）に連絡をして、適性な判断をしてもらいましょう。

【作成】 一般社団法人 三重県作業療法士会 運転と作業療法委員会

【監修】 藤田医科大学 七栗記念病院

【お問合せ先】

【更新履歴】

一般社団法人 三重県作業療法士会 事務局
〒512-1111

初版（ver.1）：2025年1月発行

三重県四日市市山田町5538-1

小山田記念温泉病院

リハビリテーションセンター

TEL：080-7509-9040

Fax：059-337-9511